

広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月三十一日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第十五号

広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県税事務所の長に対する知事の権限の委任) 第六条 (略) 一一一 (略)</p> <p>一二 法第百五十八条第三項及び法第百五十九条の規定により徴収する自動車税の賦徴収に關すること。</p> <p>十三 合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収に關すること。</p> <p>十四 一六 (略)</p> <p>15 法人の県民税、事業税、不動産取得税及び自動車税に係る法第二十条の十の証明書の交付請求が納税地を管轄しない他の県税事務所の長に対して行われた場合並びにゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る同項の証明書の交付請求が前項に規定する県税事務所長以外の県税事務所の長に対して行われた場合には、前二項の規定にかかわらず、当該県税事務所の長は、当該証明書の交付を行うものとする。</p> <p>4―6 (略)</p> <p>(納税地) 第七条 (略) 一一四 (略)</p> <p>五 自動車税 自動車の所有者(法第百四十六條第二項の規定により使用者に自動車税を課する自動車にあつては使用者とし、法第百四十七條第一項の規定により買主を所有者とみなす自動車にあつては当該買主と</p>	<p>(県税事務所の長に対する知事の権限の委任) 第六条 (略) 一一一 (略)</p> <p>一二 自動車税の環境性能割の賦課徴収に關すること。</p> <p>十三 法第百七十七條の十一第三項及び法第百七十七條の十二の規定により徴収する自動車税の種別割の賦課徴収に關すること。</p> <p>十四 合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収に關すること。</p> <p>十五 一七 (略)</p> <p>16 法人の県民税、事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る法第二十条の十の証明書の交付請求が納税地を管轄しない他の県税事務所の長に対して行われた場合並びにゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る同項の証明書の交付請求が前項に規定する県税事務所長以外の県税事務所の長に対して行われた場合には、前二項の規定にかかわらず、当該県税事務所の長は、当該証明書の交付を行うものとする。</p> <p>4―6 (略)</p> <p>(納税地) 第七条 (略) 一一四 (略)</p> <p>五 自動車税の種別割 自動車の所有者(法第百四十六條第三項の規定により使用者に自動車税の種別割を課する自動車にあつては使用者とし、法第百四十七條第一項の規定により買主を自動車の取得者及び所有者</p>

する。)の住所所在地。ただし、当該住所が県外にある場合は、自動車の設置場の所在地

2 六・七 (略)

2 (申告書、届出書等の提出)

第十条 法令又はこの条例の規定により知事に提出すべき徴収金に係る申告書、届出書その他の書類(県たばこ税、証紙徴収する自動車税、合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税及び鉦区税に係るものを除く。以下この条において「書類等」という。)は、次項に定めるものを除くほか、納税地を管轄する県税事務所の長を経由しなければならぬ。ただし、規則で定める書類等については、この限りでない。

2 (略)

2 (手数料の減免等)

第二十八条 (略)

一 第二百二十二条の規定による自動車税に係る証明書

2 二・三 (略)

2 (寄附金税額控除)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

一 当該納税義務者が第三十七条第二項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)との合計額(次号及び第三号において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき、当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二・三 (略)	(略)
---------	-----

2 (不動産取得税の免税点)

第五十八条の二 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては十六万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては

とみなす自動車にあつては当該買主とする。)の住所所在地。ただし、当該住所が県外にある場合は、自動車の設置場の所在地

2 六・七 (略)

2 (申告書、届出書等の提出)

第十条 法令又はこの条例の規定により知事に提出すべき徴収金に係る申告書、届出書その他の書類(県たばこ税、自動車税の環境性能割、証紙徴収する自動車税の種別割、合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割及び鉦区税に係るものを除く。以下この条において「書類等」という。)は、次項に定めるものを除くほか、納税地を管轄する県税事務所の長を経由しなければならぬ。ただし、規則で定める書類等については、この限りでない。

2 (略)

2 (手数料の減免等)

第二十八条 (略)

一 第二百二十二条の規定による自動車税の種別割に係る証明書

2 二・三 (略)

2 (寄附金税額控除)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

一 当該納税義務者が第三十七条第二項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき、当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二・三 (略)	(略)
---------	-----

2 (不動産取得税の免税点)

第五十八条の二 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては十万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては

一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下この条において同じ。）につき六十六万円、その他のものにあつては一戸につき三十四万円に満たない場合において、不動産取得税を課さない。

2
(略)

(自動車税の納税義務者等)

第百十三条 自動車税は、自動車（法第百四十五条に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）に対し、その所有者に課する。

2| 自動車の所有者が法第百四十八条第一項の規定により自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りではない。

(自動車税のみならず課税)

第百十三条の二 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下本条において同じ。）につき二十三万円、その他のものにあつては一戸につき十二万円に満たない場合において、不動産取得税を課さない。

2
(略)

(自動車税の納税義務者等)

第百十三条 自動車税は、自動車（法第百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて課する。

2| 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として令第四十四条の二に規定するものを含まないものとする。

3| 自動車の所有者が法第百四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りではない。

(自動車税のみならず課税)

第百十三条の二 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3| 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第四十四条の二に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(自動車税の課税免除)

第百十三条の三 (略)

2 次の各号の一に該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第三号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

一―三 (略)

(環境性能割の課税標準)

第百十四条

環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として地方税法施行規則第九条の三の規定により算定した金額(第百十四条の三において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第百十四条の二 次に掲げる自動車(法第百四

十九条第一項(同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第一号において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則第九条の二第九項に規定するもの(以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)(に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定め

(自動車税の課税免除)
第百十三条の三 (略)

2 次の各号の一に該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第三号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

一―三 (略)

第百十四条 削除

られた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十項に規定するもの（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第三項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十五を乗じて得た数値(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率)以上で
- ニ
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- ホ
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- コ
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

あること。

五 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二第十七項に規定するもの(以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二第十八項に規定するもの(以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれに

- も該当するもので地方税法施行規則第九
条の四第八項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準
に適合し、かつ、窒素酸化物の排出
量が平成三十年石油ガス軽中量車基
準に定める窒素酸化物の値の二分の
一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準
に適合し、かつ、窒素酸化物の排出
量が平成十七年石油ガス軽中量車基
準に定める窒素酸化物の値の四分の
一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の八十
五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基
準エネルギー消費効率以上であること。
- 三
次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関
の燃料として用いる自動車をいい、法第百
四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該
当するものを除く。次項第三号において同
じ。）
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれに
も該当するもので地方税法施行規則第九
条の四第九項に規定するもの
- (1) 道路運送車両法第四十一条第一項の
規定により平成三十年十月一日以降に
適用されるべきものとして定められた
排出ガス保安基準で地方税法施行規則
第九条の二第二十一項に規定するもの
（以下この条において「平成三十年軽
油軽中量車基準」という。）又は道路
運送車両法第四十一条第一項の規定に
より平成二十一年十月一日以降に適用
されるべきものとして定められた排出
ガス保安基準で地方税法施行規則第九
条の二第二十二項に規定するもの（以
下この条において「平成二十一年軽油
軽中量車基準」という。）に適合する
こと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の八十
を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基
準エネルギー消費効率以上であること。
ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれに
も該当するもので地方税法施行規則第九
条の四第十項に規定するもの
- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平
成二十一年軽油軽中量車基準に適合す
ること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の八十
五を乗じて得た数値以上であること。

- (3) エネルギ―消費効率が令和二年度基準エネルギ―消費効率以上であること。
準エネルギ―消費効率が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十一項に規定するもの。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (2) エネルギ―消費効率が令和二年度基準エネルギ―消費効率以上であること。
準エネルギ―消費効率が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十二項に規定するもの。
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(2) エネルギ―消費効率が令和二年度基準エネルギ―消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十三項に規定するもの。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (2) エネルギ―消費効率が令和四年度基準エネルギ―消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。
- ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十四項に規定するもの。
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(2) エネルギ―消費効率が令和四年度基準エネルギ―消費効率以上であること。
準エネルギ―消費効率が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十五項に規定するもの。
- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十九項に規定するもの(以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
 - (ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十項に規定するもの(以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。
 - 2) 次に掲げる自動車(法第四百九十九条第一項及び前項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。
 - 一 次に掲げるガソリン自動車
 - イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四十六項に規定するもの
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

- ロ 準エネルギー消費効率以上であること。
自用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十七項に規定するもの
(1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ハ 準エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。
(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十八項に規定するもの
(1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- ニ 準エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十九項に規定するもの
(1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

- ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 次に掲げる石油ガス自動車
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十一項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十二項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

- 三 (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 次に掲げる軽油自動車
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十三項に規定するもの
- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十四項に規定するもの
- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十五項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十六項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十七項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギ―消費効率が令和七年度基準エネルギ―消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

3| 法第百四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4| 第一項（第一号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ、ロ及びニに係る部分に限る。）の規定は、法第百四十九条第二項に規定する平成二十二年基準エネルギ―消費効算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年基準エネルギ―消費効算定自動車」という。）に百分の八十	平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十二年基準エネルギ―消費効算定自動車」という。）に百分の百七十三
第一項第一号ロ(2)	令和十二年基準エネルギ―消費効算定自動車に百分の八十五	平成二十二年基準エネルギ―消費効算定自動車に百分の百八十四

第一項第 一號ロ(3)	令和二年度 基準エネルギー ギヤ消費効 率	平成二十二年度 基準エネルギーギ ヤ消費効率に百分 の百五十を乗じ て得た数値
第一項第 一號ホ(2)	令和四年度 基準エネルギー ギヤ消費効 率)	平成二十二年度 基準エネルギーギ ヤ消費効率に百分 の百五十五を乗 じて得た数値)
第二項第 一號イ(2)	令和十二年 度基準エネ ルギヤ消費 効率に百分 の七十	平成二十二年度 基準エネルギーギ ヤ消費効率に百分 の百五十一
第二項第 一號イ(3)	令和二年度 基準エネルギー ギヤ消費効 率	平成二十二年度 基準エネルギーギ ヤ消費効率に百分 の百五十を乗じ て得た数値
第二項第 一號ロ(2)	令和十二年 度基準エネ ルギヤ消費 効率に百分 の七十五	平成二十二年度 基準エネルギーギ ヤ消費効率に百分 の百六十二
第二項第 一號ロ(3)	令和二年度 基準エネルギー ギヤ消費効 率	平成二十二年度 基準エネルギーギ ヤ消費効率に百分 の百五十を乗じ て得た数値
第二項第 一號ニ(2)	令和四年度 基準エネルギー ギヤ消費効 率に百分の 九十五	平成二十二年度 基準エネルギーギ ヤ消費効率に百分 の百四十七
5	<p>第一項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、法第百四十九条第三項に規定する令和二年度基準エネルギーギヤ消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
第一項第 一號イ(2)	令和十二年 度以降の各 年度におい て適用され るべきもの として定め られたもの	令和二年度以降 の各年度にお いて適用され べきものとし て定められた もの(以下この 条において「 令和二年

	<p>第一項第 一号イ(3)</p> <p>基準エネルギー ギルギー消費効 率であつて 令和二年度 以降の各年 度において 適用される べきものと して定めら れたもの(以 下この条 において「 令和二年度 基準エネル ギー消費効 率」という。</p>	<p>(以下この 条において 「令和十二 年度基準エ ネルギー消 費効率」と いう。)に 百分の八十 の百十六</p>
<p>第一項第 一号ロ(2)</p>	<p>令和十二年 度基準エネル ギー消費効 率に百分の 八十五</p>	<p>令和二年度基準 エネルギー消費 効率</p>
<p>第一項第 二号イ(2)</p>	<p>令和十二年 度基準エネル ギー消費効 率に百分の 八十</p>	<p>令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の 十六</p>
<p>第一項第 三号イ(2)</p>	<p>令和十二年 度基準エネル ギー消費効 率に百分の 八十</p>	<p>令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の 十六</p>
<p>第二項第 一号イ(2)</p>	<p>令和十二年 度基準エネル ギー消費効 率に百分の 八十五</p>	<p>令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の 二十三</p>

	第二項第一号ロ(2)	令和十二年 度基準エネ ルギー消費 効率に百分 の七十五	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の百 九
	第二項第二号イ(2)	令和十二年 度基準エネ ルギー消費 効率に百分 の七十	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の百 二
	第二項第二号ロ(2)	令和十二年 度基準エネ ルギー消費 効率に百分 の七十五	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の百 九
	第二項第三号イ(2)	令和十二年 度基準エネ ルギー消費 効率に百分 の七十	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の百 二

6) 第一項(第三号トに係る部分に限る。)及び第二項(第三号ホに係る部分に限る。)の規定は、法第百四十九条第四項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)」とあるのは「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)(に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

(環境性能割の免税点)

第百十四条の三 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課せらる。

(環境性能割の徴収の方法)

第百十四条の四 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第百十四条の五 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、地方税法施行規則第九条の五で定める様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- 二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録(以下この号並びに第百二十一条第一項及び第二項において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時)
- 四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日
- 2) 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。)は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、地方税法施行規則第九条の五で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。
- 3) 環境性能割の納税義務者は、第一項又は法第百六十一条の規定により環境性能割額を納付する場合(法第七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に知事が指定する取扱人が取り扱う証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)により当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項において同じ。)に相当する金額の収納印の表示を受けてしなければならない。この場合において、知事が特に必要があると認めるときは、当該環境性能割額に相当する現金を納付して当該申告書又は修正申告書に納税済印の押印を受けることによつて、収納印の表示に代えることができる。
- 4) 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推

進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、道路運送車両法第七條又は第十三條の規定による登録の申請を行い、併せて広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号）第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する環境性能割を知らずから得た納付情報により納付する方法により納付しなければならない。

5| 第三項の規定による環境性能割額の納付に係る収納計器の取扱い等に関し必要な事項は、規則で定める。

（環境性能割に係る不申告に関する過料）
第百十四條の六 環境性能割の納税義務者が前條の規定により申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2| 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3| 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の徴収猶予の手続等）
第百十四條の七 法第百六十四條第二項の規定により、同條第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、規則で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。

2| 法第百六十四條第六項の規定による環境性能割に係る徴収金の還付を申請しようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（自動車の返還があつた場合の環境性能割の還付又は納税義務の免除の申請手続）
第百十四條の八 法第百六十五條第一項の規定による納税義務の免除又は同條第二項の規定による還付を申請しようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（自動車税の税率）
第百十五條 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一一五 (略)

（種別割の税率）
第百十五條 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一一五 (略)

2 前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する自動車税の税率は、同項(同号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

一・二 (略)

(自動車税の税率の特例)

第百十六条 法第百五十四条第三項に規定する自動車に対する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、令第四十四条の三に規定する割合を乗じたものとする。

(自動車税の賦課期日)

第百十七条 自動車税の賦課期日は、四月一日とする。

(自動車税の納期)

第百十八条 自動車税の納期は、五月十五日から同月三十一日までとする。ただし、賦課期日後に納税義務が発生した場合その他特別の事情がある場合の普通徴収に係る自動車税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(自動車税の徴収の方法)

第百十九条 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七条第一項に規定する新規登録(次項、次条及び第百二十条において「新規登録」という。)の申請があつた自動車について法第百五十七条第一項の規定により課する自動車税の徴収については、第百十七条に規定する賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 前項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する自動車税の納税者は、新規登録の申請をしたときに、第百二十条の規定により提出すべき申告書に収納計器により法第百五十七条第一項の規定に基づき算定した自動車税の額に相当する金額の収納印の表示を受けることにより、その税金を払い込まなければならない。この場合において、知事が特に必要があると認めるときは、当該自動車税の額に相当する現金を納付して当該申告書に納税済印の押印を受けることにより、収納印の表示に代えることができる。

4 前項の規定による自動車税の払込みに係る収納計器の取扱い等に関し必要な事項は、規則で定める。

5 第三項の申告書の提出がなかつたことにより、第二項の規定により自動車税を証紙徴収

2 前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

一・二 (略)

(種別割の税率の特例)

第百十六条 法第百七十七条の七第三項に規定する自動車に対する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、令第四十四条の十一に規定する割合を乗じたものとする。

(種別割の賦課期日)

第百十七条 種別割の賦課期日は、四月一日とする。

(種別割の納期)

第百十八条 種別割の納期は、五月十五日から同月三十一日までとする。ただし、賦課期日後に納税義務が発生した場合その他特別の事情がある場合の普通徴収に係る種別割の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(種別割の徴収の方法)

第百十九条 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

2 新規登録の申請があつた自動車について法第百七十七条の十第一項の規定により課する種別割の徴収については、第百十七条に規定する賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 前項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割の納税者は、新規登録の申請をしたときに、第百二十条の規定により提出すべき申告書に収納計器により法第百七十七条の十第一項の規定に基づき算定した種別割の額に相当する金額の収納印の表示を受けることにより、その税金を払い込まなければならない。この場合において、知事が特に必要があると認めるときは、当該種別割の額に相当する現金を納付して当該申告書に納税済印の押印を受けることにより、収納印の表示に代えることができる。

4 前項の規定による種別割の払込みに係る収納計器の取扱い等に関し必要な事項は、規則で定める。

5 第三項の申告書の提出がなかつたことにより、第二項の規定により種別割を証紙徴収の

の方法によつて徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第十九条の二 自動車税の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請を行い、併せて広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十二条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第一項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第二項から第四項までの規定にかかわらず、当該新規定が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を、知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

（自動車税の賦課徴収に関する申告）

第二十條 自動車税の納税義務者は、次の各号の一に該当する場合には、当該事実が発生した日の翌日から起算して十五日を経過する日まで（十五日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は同法第十三条第一項に規定する移転登録の申請をするときは、その申請をした場合）に地方税法施行規則第九条の二で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。

一―四（略）

五 法第四十六條第二項本文の使用者となつたとき又はその使用者でなくなつたとき

六（略）

2 前項の規定により申告書を提出した者がその申告書を提出した後に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は同法第十三条第一項に規定する移転登録の申請をするときは、その申請をした場合にもまた、前項の申告書を知事に提出しなければならない。

3 自動車税の納税義務者が前二項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、第一項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

（自動車の売主の報告義務）

第二十條の二 法第四十七條第一項に規定

方法によつて徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

（種別割の徴収の方法の特例）

第十九条の二 種別割の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請を行い、併せて広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第一項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第二項から第四項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を、知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

（種別割の賦課徴収に関する申告）

第二十條 種別割の納税義務者は、次の各号の一に該当する場合には、当該事実が発生した日の翌日から起算して十五日を経過する日まで（十五日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした場合）に地方税法施行規則第九条の二で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。

一―四（略）

五 法第四十六條第三項本文の使用者となつたとき又はその使用者でなくなつたとき

六（略）

2 前項の規定により申告書を提出した者がその申告書を提出した後に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした場合にもまた、同項の申告書を知事に提出しなければならない。

3 種別割の納税義務者が前二項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、第一項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

（自動車の売主の報告義務）

第二十條の二 法第四十七條第一項に規定

する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則で定めるところにより当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に關し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（自動車税に係る不申告に関する過料）

第二百一十一条 自動車税の納税義務者又は法第四百七十七条第一項に規定する自動車の売主が前二条の規定により申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

（自動車税の納税管理人）

第二百一十一条の二 自動車税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項及び次項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に關する一切の事項を処理させるため、納税地を管轄する県税事務所の管轄区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要を生じた日から十日以内に、規則で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出期限は、当該変更又は異動の日から十日以内とする。

2・3 (略)

4 知事は、第二項の規定による承認又は前項の規定による認定をした納税義務者について当該納税義務者に係る自動車税の徴収の確保に支障が生じると認めるときは、第二項の規定による承認又は前項の規定による認定を取り消すことができる。

（自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第二百一十一条の三 前条第二項の規定による承認又は同条第三項の規定による認定を受けていない自動車税の納税義務者（同条第四項の規定により承認又は認定を取り消されたものを含む。）が同条第一項の規定により申告すべき納税管理人について、正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

（自動車税の第二次納税義務に係る納付義務の免除の申告手続）

第二百一十一条の四 法第十一条の十第二項の規定により自動車税の第二次納税義務に係る納

する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則で定めるところにより当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する種別割の賦課徴収に關し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（種別割に係る不申告に関する過料）

第二百一十一条 種別割の納税義務者又は法第四百七十七条第一項に規定する自動車の売主が前二条の規定により申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

（種別割の納税管理人）

第二百一十一条の二 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項及び次項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に關する一切の事項を処理させるため、納税地を管轄する県税事務所の管轄区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要を生じた日から十日以内に、規則で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出期限は、当該変更又は異動の日から十日以内とする。

2・3 (略)

4 知事は、第二項の規定による承認又は前項の規定による認定をした納税義務者について当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障が生じると認めるときは、第二項の規定による承認又は前項の規定による認定を取り消すことができる。

（種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第二百一十一条の三 前条第二項の規定による承認又は同条第三項の規定による認定を受けていない種別割の納税義務者（同条第四項の規定により承認又は認定を取り消されたものを含む。）が同条第一項の規定により申告すべき納税管理人について、正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

（種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の申告手続）

第二百一十一条の四 法第十一条の十第二項の規定により種別割の第二次納税義務に係る納付

付義務の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより申告書を知事に提出しなければならない。

（自動車税に係る証明書の交付）

第二百二十二条 知事は、自動車税の納税義務者が道路運送車両法第九十七条の二の規定により自動車税を滞納していないこと又は自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない理由によることを証する知事の証明書の交付を申請したときは、これを交付する。

附則

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第四条の二（略）

2（略）

一（略）

二 当該納税義務者の第三十七条、第三十八条から第三十八条の三まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定を適用して計算した場合の所得割の額

三 当該納税義務者の法第三百十四條の三、第三百十四條の六から第三百十四條の八まで、法附則第五条第三項、法附則第五条の四第五項及び法附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3（略）

第六条の三（略）

義務の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより申告書を知事に提出しなければならない。

（種別割に係る証明書の交付）

第二百二十二条 知事は、種別割の納税義務者が道路運送車両法第九十七条の二の規定により種別割を滞納していないこと又は種別割を滞納していることが天災その他やむを得ない理由によることを証する知事の証明書の交付を申請したときは、これを交付する。

附則

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第四条の二（略）

2（略）

一（略）

二 当該納税義務者の第三十七条、第三十八条から第三十八条の三まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定を適用して計算した場合の所得割の額

三 当該納税義務者の法第三百十四條の三、第三百十四條の六から第三百十四條の八まで、法附則第五条第三項、法附則第五条の四第六項、法附則第五条の四の二第五項及び法附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3（略）

第六条の三（略）

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第六条の四 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条、次条及び附則第六条の三において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律

の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）に掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号。以下この項において「平成十八年所得税法等改正法」という。）第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第四条の規定により読み替えられた平成十八年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額

ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第八条の四第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号。以下この項において「平成二十年所得税法等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第二十五条第二項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十第一項（平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。附則第十一条の二の九及び附則第十一条の二の十において「租税条約等実施特例法」という。）、第三条の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条から

第十條の五の四まで及び第十條の六（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十條の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十條から第十條の三の三までの規定による控除額の合計額）
三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第四十一條、第四十一條の二、第四十一條の十八、第四十一條の十八の二第二項、第四十一條の十八の三若しくは第四十一條の十九の二から第四十一條の十九の四まで災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二條又は所得税法第九十五條の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）
21 前項の規定の適用がある場合における第三十八條の三及び第三十八條の四の規定の適用については、第三十八條の三中「前三條」とあるのは「前三條並びに附則第六條の四第一項」と、第三十八條の四中「前四條」とあるのは「前四條並びに附則第六條の四第一項」とする。

1 (個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)
第六條の四 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一條又は第四十一條の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一條第一項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」という。）が平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。）には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十七條及び第三十八條の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九條第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六條第二項に規定する基礎控除の額（租税特別

第六條の四の二 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一條又は第四十一條の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十七條及び第三十八條の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九條第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額（当該金額が三万九千円（当該納税義務者が指定都市の区

者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における前条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第六 条の四第 一項	租税特別措 置法第四十 一条又は第 四十一条の 二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の二
附則第六 条の四第 一項第一 号	租税特別措 置法第四十 一条第二項 から第四項 まで若しく は第四十一 条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二
附則第六 条の四第 一項第三 号	租税特別措 置法第四十 一条、第四 十一条の二 の二、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用

第一項	租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二
第一項第一号	(略)	(略)
第一項第二号	(略)	(略)

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項までの規定の適用を受けた場合における前条の規定の適用については、同条第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」とし、同条第三項の規定は適用しない。

附則第六條の四の二第一項	租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二
附則第六條の四の二第一項第一号	(略)	(略)
附則第六條の四の二第一項第二号	(略)	(略)

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、前条第三項の規定は適用しない。

附則第六條の四第一項第一号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(
---------------	---------------------------	-------------------------------------

<p>臨時特例に 関する法律 (平成七年 法律第十一 号)第十六 条第一項か ら第三項ま で</p>	<p>平成七年法律第 十一号)第十六 条第一項から第 三項まで又は東 日本大震災の被 災者等に係る国 税関係法律の臨 時特例に関する 法律(平成二十 三年法律第二十 九号)第十三条 第三項若しくは 第四項若しくは 第十三条の二第 一項から第十項 まで</p>
<p>住宅借入金 等の金額</p>	<p>住宅借入金等の 金額(東日本大 震災の被災者等 に係る国税関係 法律の臨時特例 に関する法律第 十三条第三項又 は第四項の規定 の適用を受ける 者の有する平成 二十三年から平 成二十七年まで の居住年に係る 同条第五項第一 号に規定する新 規住宅借入金等 の金額を除く。</p>
<p>当該金額</p>	<p>当該住宅借入金 等の金額</p>
<p>これらの規 定</p>	<p>租税特別措置法 第四十一条第二 項から第四項ま で若しくは第四 十一条の二、阪 神・淡路大震災 の被災者等に係 る国税関係法律 の臨時特例に関 する法律第十六 条第一項から第 三項まで又は東 日本大震災の被 災者等に係る国 税関係法律の臨 時特例に関する 法律第十三条第 三項若しくは第</p>

	計算した同項	四項若しくは第十三条の二第一項から第十項までの規定
附則第六条の四の二第一項第一号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十項まで

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)
 第六条の四の三 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号附則第七条の四において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四第三項及び前条第三項の規定の適用については、これらの規定中「令和三年」とあるのは、「令和四年」とする。

(寄附金税額控除に係る申告の特例等)
 第七条の二 (略)

2 前項の申告特例控除額は、第三十八条の二第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三十七条第二項に規定する課税総所得金額から第三十八条第一号に掲げる金額と前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)
 第六条の四の四 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号附則第七条の四において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第三項及び附則第六条の四の三第三項の規定の適用については、これらの規定中「令和三年」とあるのは、「令和四年」とする。

(寄附金税額控除に係る申告の特例等)
 第七条の二 (略)

2 前項の申告特例控除額は、第三十八条の二第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三十七条第二項に規定する課税総所得金額から第三十八条第一号に掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

）との合計額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

3 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第八条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第二項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第九条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及

3 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第八条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第二項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第九条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、

び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第九条第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十條 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第

附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第九条第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十條 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中

一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条の二 昭和六十三年度から令和十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第十一條及び附則第十二條の二の三の二第二項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十一條及び附則第十二條の二の三の二第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき地方税法施行規則第十三條の三第一項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項の規定する譲渡所得（附則第十条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年度から令和十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（令附則第十七條の二第一項に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第二項又は第三項に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が確実であると認められることにつき地方税法施行規則第十三條の三第二項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条の二 昭和六十三年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第十一條及び附則第十二條の二の三の二第二項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十一條及び附則第十二條の二の三の二第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき地方税法施行規則第十三條の三第一項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第十条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（令附則第十七條の二第一項に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第二項又は第三項に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が確実であると認められることにつき地方税法施行規則第十三條の三第二項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準

用する。
3・4 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

3 2 第十一条 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

3 2 第十一条の二 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の

用する。
3・4 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

3 2 第十一条 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

3 2 第十一条の二 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第

額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

3 (東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)
 第十一条の二の三 (略)

2 (略)

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第十一条の六第四項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第五条の二、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

(略)	(略)	(略)
附則第五条の二第一項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の

六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

3 (東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)
 第十一条の二の三 (略)

2 (略)

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第十一条の六第四項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

(略)	(略)	(略)
附則第五条の二第一項	(略)	(略)
附則第六條の四第一項第二号ロ	第三十一条の三	第三十一条の三(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第四項の規定により適用される場合を含む。)
(略)	(略)	(略)

4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の

相続人（震災特例法第十一条の六第五項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第五項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限り、）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の方が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五条、附則第五条の二、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例）
第十一条の二の七（略）

2（略）

一・二（略）

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第二項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十一条の二の七第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第十一条の二の七第一項に規定する先物取引に係る

相続人（震災特例法第十一条の六第五項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第五項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限り、）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の方が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例）
第十一条の二の七（略）

2（略）

一・二（略）

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第二項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十一条の二の七第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及

課税雑所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十一条の二の八 (略)

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の七の二第二項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令附則第十八条の七の二第三項で定めるところにより計算した金額をいう。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の八の二 (略)

2 (略)

一 (略)

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは、「課税山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第二項に規定する特例適用利子等の額(同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第一項に規定する特例適用利子等の額」と、「の所得割の額」とあるのは、「の所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは、「当該所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第三十八条の三及び第三十八条の四中「所

び附則第十一条の二の七第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十一条の二の八 (略)

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の七の二第二項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令附則第十八条の七の二第三項で定めるところにより計算した金額をいう。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の八の二 (略)

2 (略)

一 (略)

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは、「課税山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第二項に規定する特例適用利子等の額(同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第二項に規定する特例適用利子等の額」と、「の所得割の額」とあるのは、「の所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは、「当該所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第三十八

得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の八の二第一項に規定する特例適用利子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

三 (略)

3・4 (略)

5 (略)

一 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特例適用配当等の額（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特例適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第三十八条の三及び第三十八条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割

条の三及び第三十八条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の八の二第一項に規定する特例適用利子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

三 (略)

3・4 (略)

5 (略)

一 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特例適用配当等の額（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特例適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第三十八条の三及び第三十八条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割

の額並びに附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特定適用配当等の額（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

三 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

2 第十一条の二の九 (略)

一 (略)

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の九第一項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の九第一項に規定する条約適用利子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

三 (略)

所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特定適用配当等の額（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

三 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

2 第十一条の二の九 (略)

一 (略)

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の九第一項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の九第一項に規定する条約適用利子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

三 (略)

3・4 (略)

5 (略)

一 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等の額」（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

3 (略)

6 (略)

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)
第十二条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和十三年三

3・4 (略)

5 (略)

一 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等の額」（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

3 (略)

6 (略)

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)
第十二条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和八年三月

月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年」（当該土地を取得した日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年）」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第十三条の三 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。以下この項において「被災家屋」という。）の所有者その他の令附則第三十一条第一項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地（福島県の区域内にあるものに限る。以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の令附則第三十一条第二項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、価格に当該従前の土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年」（当該土地を取得した日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年）」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第十三条の三 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項及び次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の令附則第三十一条第一項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の令附則第三十一条第二項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の令附則第三十一条第三項で規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不

31・41 (略)

51 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地(基盤強化法第四條第一項第一号に規定する農用地をいう。)(以下この項において「対象区域内農用地」という。)(同日における所有者(農業を営む者に限る。))その他の令附則第三十一條第五項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

第十六条 (略) (軽油引取税の課税免除の特例)

217 (略)

8 鉄道事業又は軌道事業を営む者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第五條第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百九條第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。)(のうち法附則第十二條の二の八第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第五條第一項(第五号(軽油の消費に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)(の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第十七条から第十八条の二まで 削除

動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

41・51 (略)

61 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地(以下この項において「対象区域内農用地」という。)(同日における所有者(農業を営む者に限る。))その他の令附則第三十一條第六項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

第十六条 (略) (軽油引取税の課税免除の特例)

217 (略)

8 鉄道事業又は軌道事業を営む者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五條第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百九條第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。)(のうち法附則第十二條の二の七の二第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第五條第一項(第五号(軽油の消費に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)(の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

(軽油引取税の税率の特例)

第十七条 軽油引取税の税率は、第八條の規定にかかわらず、当分の間、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第十七條の二 前條の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九條第一項の

規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四百条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五百五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2) 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四百条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五百五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第十七条の三 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

第十八条 削除

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十八条の二 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第十四条の五第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、法第六十八条第二項の規定その他の自動車税の環境性能割に関する規定(法第七十一条及び第七十二条の規定を除く。

2) ()を適用する。
 前項の規定の適用がある場合における法第百六十八条第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第十八条の二の二 営業用の自動車(第百十三条第一項の自動車をいう。以下同じ。)に対する第百十四条の二第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
第二項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

(東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等の取得に対する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等)

第十八条の二の三 自動車等持出困難区域(法附則第五十三条の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域をいう。以下この条及び附則第十八条の三の三において同じ。)内の法附則第五十三条の二第二項に規定する自動車等(以下「対象区域内自動車等」という。)(の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第百十三条の二第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の令附則第三十二条第四項に規定する者が対象区域内自動車等以外の自動車(以下この項及び附則第十八条の三の三第一項において「他の自動車」という。))の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第五十三条の二第二項に規定する自動車

等で令附則第三十二条第二項に規定するもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車等」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金の納税義務を免除する。

2| 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3| 前項の規定により還付を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

1| (自動車税の環境性能割の非課税に係る路線
第十八条の二の四 法附則第十二条の二の十第一項に規定する条例で定める路線は、国が地域公共交通の確保及び維持のために交付する車両購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用バス(第百十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バスをいう。以下この条において同じ。)が運行されている路線で、かつ、知事が地域住民の生活に必要な路線に係る一般乗合用バスの運行の確保を図るために交付する補助金の対象である路線とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)
第十八条の二の五 道路運送法第二条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第二号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第百十三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条から附則第十八条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」「とあるのは、「という。」「から千万円を控除して得た額」とする。

1| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成二十八年法律第九十

（一） 第三條第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八條第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で地方税法施行規則附則第四條の十一第二項に規定するものに適合するものであること。

2) 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（地方税法施行規則附則第四條の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四條の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」「とあるのは、「という。

（から六百五十万円（乗車定員二十人以上の附則第十八條の二の五第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第三條第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者者が同法第五條第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二條に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第百三十二号）附則第二條に規定する飛行場を起点又は終点とするもので地方税法施行規則附則第四條の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八條の二の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で地方税法施行規則附則第四條の十一第五項に規定するものに適合するものであること。

3) 道路運送法第三條第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二條第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四條の十一第六項に規定するものに限る。）

で初回新規登録を受けるものに対する第百十四條の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和九年三月三十一日までに行われた

ときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

- 一 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- 二 公共交通移動等円滑化基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第七項に規定するものに適合するものであること。
- 三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4)

乗用車（地方税法施行規則附則第四条の十一第十一項に規定するものに限る。）、バス（地方税法施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するものに限る。）、又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が三・五トンを超えるトラック（地方税法施行規則附則第四条の十一第九項に規定する被けん引自動車を除く。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに適合するもののうち、衝突被害軽減制御装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

(自動車税の税率の特例)

第十八条の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第一号並びに次条第一項及び第三項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。次項第二号及び次条第三項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第二項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で地方税法施行規則附則第五条第三項に規定するものを内燃機関の燃料とし

(自動車税の種別割の税率の特例)

第十八条の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第一号及び次条第三項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則第九条の二第一項に規定するものをいう。次項第二号及び次条第三項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で地方税法施行規則附則第五条第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用い

て用いる自動車と同条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則附則第五条第四項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。第一号及び次条第三項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。）、第百十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車及び同項第五号ロ(2)に規定する自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第三項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則附則第五条第六項に規定するものをいう。次号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。）を受けたもの。初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度。

二 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの。初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度。

(略)

2 次に掲げる自動車に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同

る自動車と同条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則第九条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則第九条の二第六項に規定するものをいう。次項第三号及び次条第三項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。）、第百十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車及び同項第五号ロ(2)に規定する自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第百十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第百十四条の二第一項第一号に規定するガソリン自動車（次項第四号及び第三項第一号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第一項第二号に規定する石油ガス自動車（次項第五号及び第三項第二号において「石油ガス自動車」という。）で平成二十五年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの。初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度。

二 法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車（次項第六号及び第三項第三号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの。初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度。

(略)

2 次に掲げる自動車に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に

条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 (略)

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

三 (略)

掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 (略)

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法第四百九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 (略)

四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。

()のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。

()のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基

3 | 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車
に對する第百十五條第一項の規定の適用につ
いては、当該營業用の乗用車が令和七年四月
一日から令和八年三月三十一日までの間に初
回新規登録を受けた場合には、令和八年度分
の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる
同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

一 | ガソリン自動車（充電機能付電力併用自
動車に該当するものを除く。）のうち、窒
素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十
一條第一項の規定により平成三十年十月一
日以降に適用されるべきものとして定めら
れた排出ガス保安基準で地方税法施行規則
附則第五條の二第四項に規定するものに定
める窒素酸化物の値の二分の一を超えない
もの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車
両法第四十一條第一項の規定により平成十
七年十月一日以降に適用されるべきものと
して定められた排出ガス保安基準で地方税
法施行規則附則第五條の二第五項に規定す
るものに定める窒素酸化物の値の四分の一
を超えないものであつて、エネルギーの使
用の合理化及び非化石エネルギーへの転換
等に関する法律第百五十一條第一号イに規

3 | 準」という。）に定める窒素酸化物の値の
二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の
排出量が同條第一項第五号イ(1)(ii)に規定す
る平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項
第二号において「平成十七年石油ガス軽中
量車基準」という。）に定める窒素酸化物
の値の四分の一を超えないものであつて、
エネルギー消費効率が令和十二年度基準エ
ネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得
た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー
消費効率以上のもので地方税法施行規則附
則第五條の二第四項に規定するもの

六 | 軽油自動車（營業用の乗用車に限る。）
のうち、法第百四十九條第一項第六号イ(1)
に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（
次項第三号において「平成三十年軽油軽中
量車基準」という。）又は同條第一項第六
号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量
車基準（次項第三号において「平成二十一
年軽油軽中量車基準」という。）に適合す
るものであつて、エネルギー消費効率が令
和十二年度基準エネルギー消費効率に百分
の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年
度基準エネルギー消費効率以上のもので地
方税法施行規則附則第五條の二第五項に規
定するもの

(略)

3 | 次に掲げる自動車のうち、營業用の乗用車
（前項の規定の適用を受けるものを除く。）
に對する第百十五條第一項第一号イ及び第四
号イの規定の適用については、当該營業用の
乗用車が令和四年四月一日から令和七年三
月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場
合には、当該初回新規登録を受けた日の属す
る年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、
次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句とする。

一 | ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排
出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に
定める窒素酸化物の値の二分の一を超えな
いもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七
年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化
物の値の四分の一を超えないものであつて、
エネルギー消費効率が令和十二年度基準エ
ネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得
た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー
消費効率以上のもので地方税法施行規則附
則第五條の二第六項に規定するもの

定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第五条の二第六項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので地方税法施行規則第五条の二第七項に規定するもの。

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第五条の二第八項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第五条の二第九項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則第五条の二第十項に規定するもの。

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第五条の二第十一項に規定するもの又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第五条の二第十二項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則第五条の二第十三項に規定するもの。

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則第五条の二第七項に規定するもの。

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則第五条の二第八項に規定するもの。

		第一号イ	七千五百円	四千円
			八千五百円	四千五百円
			九千五百円	五千円
			一万三千八 百円	七千円
			一万五千七 百円	八千円
			一万七千九 百円	九千円
			二万五百円	一万五百円
			二万三千六 百円	一万二千元
			二万七千二 百円	一万四千元
			四万七百元	二万五百円
		第四号イ	四千五百円	二万五百円

第十八条の三の二 令和元年十月一日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び第百十五条第一項第五号ロ(2)に規定する自動車(以下この条において「自家用の乗用車等」という。)であつて広島県条例の一部を改正する条例等(以下この条において「平成二十九年改正前の広島県条例」という。)の改正前の広島県条例(以下この条において「平成二十九年改正前の広島県条例」という。)の規定により平成二十九年改正前の広島県条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税に関する法律及び平成二十九年改正前の広島県条例第百十四条の規定により平成二十九年改正前の広島県条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第二条第五項に規定する運行に相当するものとして地方税法施行規則附則第五条の二の二に規定するもの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて令和元年十月一日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第百十五条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 2 (略)
- 3 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソ

第十八条の三の二 令和元年十月一日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び第百十五条第一項第五号ロ(2)に規定する自動車(以下この条において「自家用の乗用車等」という。)であつて広島県条例の一部を改正する条例等(以下この条において「平成二十九年改正前の広島県条例」という。)の改正前の広島県条例(以下この条において「平成二十九年改正前の広島県条例」という。)の規定により平成二十九年改正前の広島県条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税に関する法律及び平成二十九年改正前の広島県条例第百十四条の規定により平成二十九年改正前の広島県条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において法第百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして地方税法施行規則附則第五条の二の二に規定するもの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて令和元年十月一日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第百十五条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 2 (略)
- 3 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソ

リンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例)

第十八条の三の三 自動車等持出困難区域(法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域をいう。以下この条において同じ。)(内の自動車が、同項各号に掲げる自動車で令附則第三十二条第一項に規定するものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第百十三条第一項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

(自動車税の賦課徴収の特例)
第十八条の三の四 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第百十八条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定(法第百六十条から第百六十二条までの規定を除

リンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割の納税義務の免除等)

第十八条の三の三 令附則第三十二条第四項に規定する者が、附則第十八条の二の三第一項の規定の適用を受けることとなつた場合には、法附則第五十四条第一項各号に掲げる期間に取得された他の自動車(法第百四十五条第三号に規定する自動車に限る。)に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金の納税義務を免除する。
2) 自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
3) 前項の規定により還付を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。
4) 対象区域内自動車等(法第百四十五条第三号に規定する自動車であるものに限る。以下この項において同じ。)が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第百十三条第一項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第十八条の三の四 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第百十八条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定(法第百七十七条の十三から第

く。)を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

百七十七条の十五までの規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第二条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例(昭和二十七年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

合衆国軍隊の構成員等の所有する
自動車に対する自動車税の徴収の
特例に関する条例

合衆国軍隊の構成員等の所有する
自動車に対する自動車税の種別割
の徴収の特例に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号。以下「特例法」という。)
(第四条第一項の規定に基づき、自動車税の徴収について広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「県税条例」という)の特例を設けることを目的とする。

(この条例の目的)

第一条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号。以下「特例法」という。)
(第四条第一項の規定に基づき、自動車税の種別割の徴収について広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「県税条例」という)の特例を設けることを目的とする。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車税の徴収の方法)

第三条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車(軽自動車税の課税客体である自動車を除く。以下同じ。)
(に対する自動車税は、県税条例第百十九条の規定にかかわらず、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によつて徴収する。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車税の種別割の徴収の方法)

第三条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車(軽自動車税の種別割の課税客体である自動車を除く。以下同じ。)
(に対する自動車税の種別割は、県税条例第百十九条の規定にかかわらず、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によつて徴収する。

(自動車税の証紙徴収の手続)

第四条 前条に規定する自動車に対する自動車税の納税義務者は、毎年四月中(賦課期日後)に自動車税の納税義務が発生した者にあつては当該自動車税の納税義務の発生した月の翌月(中)において、県の発行する別記様式第一号による証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。

(自動車税の種別割の証紙徴収の手続)

第四条 前条に規定する自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は、毎年四月中(賦課期日後)に自動車税の種別割の納税義務が発生した者にあつては当該自動車税の種別割の納税義務の発生した月の翌月(中)において、県の発行する別記様式第一号による証紙を知事から購入して、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に別記様式第二号による検印を受けたときに完了するものとする。

(自動車税の税率)
第五条 自動車税の税率は、県税条例第百十五条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
一・二 (略)

2 前項の場合において、自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に別記様式第二号による検印を受けたときに完了するものとする。

(自動車税の種別割の税率)
第五条 自動車税の種別割の税率は、県税条例第百十五条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
一・二 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号

自動車税証紙

(略)

(略)

自動車税証紙

(略)

(略)

改正前

別記様式第1号

自動車税種別割証紙

(略)

(略)

自動車税種別割証紙

(略)

(略)

(国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第三条 国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例(昭和二十九年広島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第八十八号。以下「特例法」という。)</p> <p>第三条第二項の規定に基づき、自動車税の賦課徴収について広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例)</p> <p>第二条 国際連合の軍隊の構成員等(特例法第二条に規定する者をいう。)の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収については、合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和二十七年広島県条例第三十八号。以下「特例条例」という。)第三条から第六条までの規定を準用する。</p>	<p>国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第八十八号。以下「特例法」という。)</p> <p>第三条第二項の規定に基づき、自動車税の種別割の賦課徴収について広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例)</p> <p>第二条 国際連合の軍隊の構成員等(特例法第二条に規定する者をいう。)の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収については、合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例(昭和二十七年広島県条例第三十八号。以下「特例条例」という。)第三条から第六条までの規定を準用する。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、令和八年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十三条の三第一項に規定する代替家屋の取得が施行日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。」とあるのは、「家屋」とする。

3 新条例附則第十三条の三第二項に規定する土地の取得が施行日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「土地（福島県の区域内にあるものに限る。」とあるのは、「土地」とする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 施行日前に広島県税条例第四百四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第五百五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第四百四条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の広島県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十八条の二の三第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

4 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第十八条の三の三第一項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和三年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第二条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第三条の規定による改正後の国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。